

## 〇〇川流域治水協議会（仮称）の設立趣旨について

今般設置する協議会は、近年頻発している激甚な水害や気候変動による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備え、集水域から氾濫域にわたる流域全体のあらゆる関係者が協働して、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するためのものである。

このため、協議会においては、河川整備計画に基づく河川整備やダム建設、大規模氾濫減災協議会の取組方針に基づく避難や水防等の取組を十分に共有するとともに、被害の防止・軽減に資する流域における対策を総合的に検討の上、密接な連携体制を構築するための協議等を行うこととする。

## 〇〇川流域治水協議会 規約（案）

（注）あくまで記載例のため、適宜内容を追加するなどの対応を図られたい。

（設置）

第〇条 「〇〇川流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。

（目的）

第〇条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、〇〇川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第〇条 協議会は、別表〇の職にある者をもって構成する。

（協議会の実施事項）

第〇条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 〇〇川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項。

（協議会資料等の公表）

第〇条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

（雑則）

第〇条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）

第〇条 本規約は、令和 年 月 日から施行する。

# 協議会での実施事項と今後の進め方について

## 【実施事項】

- 流域治水の全体像を共有・検討。
- 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。等

## 【今後の進め方】

### 協議会設置

- ・ 流域治水プロジェクトとは
- ・ 協議会での実施事項、進め方等
- ・ 流域対策の共有と検討について
- ・ 県管理区間（整備計画策定河川）の事業メニューの確認 等

9月中（予定）

流域治水プロジェクト(案) 公表

- ・ 国・県管理区間における「河川に関する対策」を図示
- ・ 「流域に関する対策」（案）の記載
- ・ 「避難・水防に関する対策」（案）の記載 等

※協議会は適宜開催

- ・ 検討している流域に関する対策を適宜反映

令和3年3月  
（予定）

流域治水プロジェクト(最終版) 公表

- ・ 「河川に関する対策」「流域に関する対策」「避難・水防等に関する対策」のとりまとめ。